

10月1日(火)から

# 3～5歳までの保育所・認定こども園などを利用する子どもたちの保育料(利用料)が無償化されます

※0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象。

問福祉課 子育て支援係 ☎ 22-3167

## 保育所・認定こども園を利用する子どもたち

### ●対象者・保育料

保育所(公立・私立)、認定こども園を利用する3～5歳までの全ての子どもたちの保育料が無償化されます。

### ●無償化の期間

・満3歳になった後の4月1日～小学校就学前までの3年間。

### ●通園送迎費、食材料費、行事費など

・これまでどおり保護者の負担となります(左ページに詳細)。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちとすべての世帯の第3子以降の子どもたちは、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます(一部対象外となる場合あり)。

・0～2歳までの子どもたちは、住民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されます。

### ●対象施設

保育所(公立・私立)、認定こども園など

### ●手続き

・無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。  
・無償化の対象となる人には9月上旬までに「利用者負担額決定通知」でお知らせする予定です。

## 認定こども園の預かり保育(幼稚園型一時預かり事業)を利用する子どもたち

### ●対象者・利用料

・無償化の対象となるためには、現在認定を受けている「教育認定」とは別に、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。  
※通っている認定こども園を経由して申請が必要です。「保育の必要性の認定」は、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

・認定こども園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1万1300円までの範囲で預かり保育(幼稚園型一時預かり事業)の利用料が無償化されます。

### ●手続き

・利用を開始する前までに手続きが必要で、  
※申請する必要書類などは、準備ができて次第、阿蘇市のホームページなどでお知らせします。



## 認可外保育施設などを利用する子どもたち

### ●対象者・利用料

・無償化の対象となるためには、阿蘇市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。ただし、保育所・認定こども園等を利用できていない人(入所申し込み後、入所保留となった人)が対象となりますので、保育所・認定こども園等を利用している人は対象外となります。

・3歳から5歳までの子どもたちは月額3万7千円まで、0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは4万2千円までの利用料が無償化されます。

### ●対象となる施設・事業

・認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

・利用料は、償還払い(保護者の皆さまに一旦ご負担いただき、申請後にお支払いする方法)を予定しています。

### ●手続き

・利用を開始する前までに手続きが必要で、  
※申請する必要書類などは、準備ができて次第、阿蘇市のホームページなどでお知らせします。

就学前の障がい児の発達支援事業所を利用する子どもたち

●対象者・利用料

- ・無償化の対象となる期間は、満3歳になって初めての4月1日から最長3年間となります。
- ・利用者負担以外の費用（医療費や食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくこととなります。
- ・保育所・認定こども園等とこのサービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

●手続き

- ・無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。受給者証は次回更新の際に、無償化対象児童である旨の記載をします。

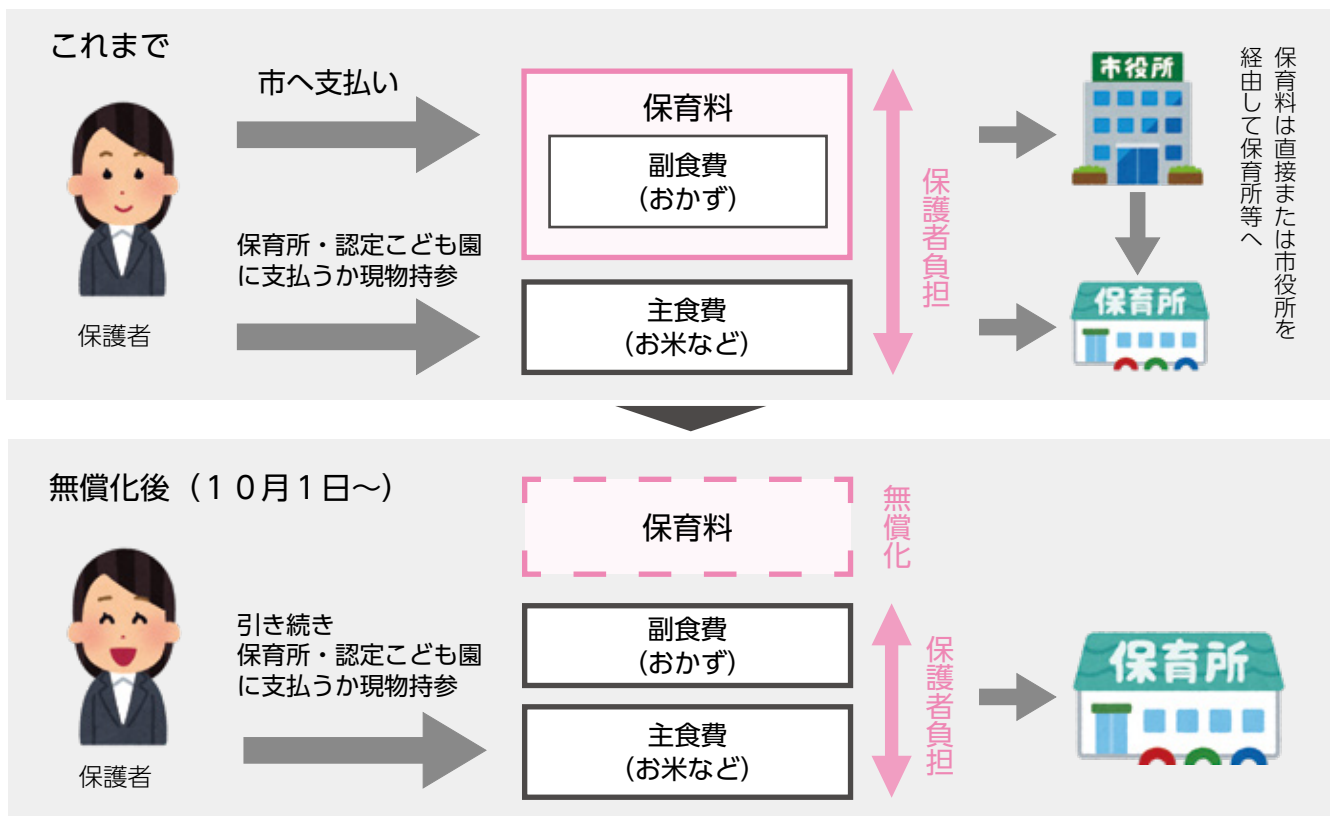
●無料の対象となるサービス等に関するお問い合わせ

福祉課総合福祉係 ☎22-3167

3～5歳児の保護者の皆さまへ 保育所・認定こども園の給食費

- ・保育所等の給食費（給食の材料にかかる費用）は、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則ですので、無償化後も引き続き保護者の負担となります。
- ・現在、3～5歳児の給食費分は、**主食（お米など）分は直接、副食（おかず）分は保育料の一部**として阿蘇市（認定こども園の場合は施設）を通じて保育所に支払うか現物を持参していただいています。幼児教育・保育が無償化されても、給食費は引き続き保護者に負担いただくことが原則です。
- ・今後は、**主食分と副食分の給食費をまとめて保育所等に支払いただくこととなります（公立保育園は市が徴収予定）。**
- ・年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちは、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。  
※一部対象外となる場合あり。
- ・副食費の金額は利用する施設を通じてお知らせします。
- ・0～2歳児の給食費はこれまでと同様に保育料に含まれます。

●保育料と給食費の考え方



※保育料の切り替えは例年どおり9月です。9月上旬までに「利用者負担額決定通知書」でお知らせする予定です。

## 児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成の現況届は8月30日(金)まで

福祉課 子育て支援係 ☎ 22-3167

**現**況届は、8月1日時点で児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成を引き続き受ける要件を満たしているか確認し、手当の支給額を決定するものです。

届出がないと、1月支払分(11月分)以降の手当や9月分以降の医療費の助成を受けることがで

きなくなりますので、忘れずに提出してください。

児童扶養手当の受給から5年を経過するなど一定の要件に該当する人は、一部支給停止となることがありますので「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」(緑色)の提出が必要となります。現況届と併せて提出をお願いします。

### ●現況届に必要な添付書類

- ▷児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成受給者証(ピンク色)  
※全額停止の人は証書はありません。
- ▷健康保険証の写し(受給者及び手当の対象となる児童)
- ▷同居者に関する申立書
- ▷該当事由が離婚または未婚の場合、養育費に関する申立書(平成30年中に受け取った養育費)
- ▷対象児童と別居している場合、別居監護申立書(民生委員の証明が必要)、在学証明書、入寮証明書  
※該当事由によって別途必要な書類があります。詳しくはお尋ねください。



## 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金のお知らせ

**児**童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親の方に対し、臨時・特別の措置として、給付金を支給します。児童扶養手当の現況届と併せて申請してください。

### ●支給対象者(次の要件を全て満たす人)

- ▷令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母
- ▷これまで婚姻(法律婚)をしたことがない人
- ▷事実婚をしていない人または事実婚の相手の生死が明らかでない人
- ※基準日:10月31日

●支給額 17,500円

●申請に必要なもの 申請書 戸籍謄本

●申請期間 8月1日～12月2日

●支給日 令和2年1月10日  
(児童扶養手当支給日と同日)

●申請先 福祉課子育て支援係・各支所

ひとり親家庭等の子どもたちの学習を応援します

県では、「塾に通うことが難しい」「勉強の習慣を身に付けたい」などの悩みを抱えるひとり親家庭等の子どもたちに、最寄りの地域で学習指導を行う「地域の学習教室」を開設しています。

退職された元教員や大学生などが先生となり、学校の教科書や宿題に沿って学習を行います。まずはお気軽にお問い合わせください。

●対象者 主にひとり親家庭の小学校5年生～中学校3年生

●開所日 週1回以上・1時間程度

●費用 1回あたり100円を上限(無料の場合もあり)

※学習支援員として子どもたちの学習をサポートしてくださる先生と、学習場所を提供していただける人・団体も募集しています。

詳細はお問い合わせください。

### 【お問い合わせ】

熊本県ひとり親家庭福祉協議会

☎ 096-331-6735

## 飼い犬登録と狂犬病予防注射をお願いします

市民課 生活衛生係 ☎ 22-3135

すべての飼い犬には、私たちの住民票と同じように各市町村に犬の登録台帳があります。犬を飼育し始めたら(生後90日以内の犬は90日を過ぎたのち)必ず届け出をしてください。

犬は自然災害(雷や地震)等の発生でパニックを起こし飼い主と離れ離れになる場合があります。犬の登録によって鑑札や狂犬病予防

注射済票を首輪に装着していると、迷子札の役割を担い、再会できる可能性が高まります。

小型犬など室内で飼育している犬でも登録と狂犬病予防注射が必要です。

※登録と予防注射は狂犬病予防法で定められており、違反した場合20万以下の罰則も規定されています。

### 犬の登録方法

#### ①一番目の飼い主の場合

市民課及び各支所で犬の登録を申請し、鑑札の交付を受けます(登録料が必要)。

#### ②二番目以降の飼い主(譲渡等)の場合

前飼い主から譲り受けた市町村発行の鑑札や狂犬病予防注射済票が必要です(登録料は不要)。

前飼い主が鑑札の交付を受けていないときは、①の登録申請が必要です。

※鑑札は犬1頭ずつに与えられます。使い回しはできません。



犬の鑑札



狂犬病  
予防注射済票



### 登録の変更・喪失方法

飼い犬が死亡したときや登録している内容に変更があった場合には30日以内の届け出が必要です。

#### ①飼い主の変更

飼い主が変わる場合には、譲渡した人に、阿蘇市発行の鑑札と狂犬病予防注射済票を渡してください。

新しい飼い主はお住いの市町村へ届け出てください。

#### ②犬と一緒に転出

阿蘇市発行の鑑札や狂犬病予防注射済票などを持参し、次に居住する市町村へ届け出てください。

#### ③犬の死亡や失踪

「犬の登録台帳」から抹消を行いますので、市民課までご連絡ください。

## 健康料理教室の取り組みについて

サロンや老人会など地域に出向き、体にやさしい料理を作り、高齢者の食についてお話をしています。今年度の料理は「鶏肉のソテー(たまねぎソースかけ)」「プロテインサラダ」「すまし汁」「牛乳くず杏仁」です。

地域の皆さんと楽しく会食した後は、手作りカードで食生活改善のお話です。①良質のたんぱく質をしっかりとる。(低栄養予防)②お茶や飲み物からの水分補給をする。(熱中症予防)③おかずから食べる。(栄養のバランス)④ゆっくり、よく噛んで食べる。(唾液と消化)⑤食欲がわいてくる工夫をする。(い



どりや季節感)⑥空腹感が最高の味付けです。(簡単な運動)どれも高齢者にとっては大切なことです。

昨年度は、23地域831人の高齢者の方々に大変喜んでいただきました。これからも、食改では『食』を通して阿蘇市の皆さんに『生きる力』を届けたいと思います。

(阿蘇支部)

